

第 1 章 計画の策定

第 1 節 計画の策定趣旨

本県では、平成 13 年度からの第 1 期情報化推進計画以降、前計画である「ふくしま創生 ICT 戦略」まで 5 期 18 年にわたり、光ファイバ通信基盤や携帯電話基地局整備などの情報通信基盤整備を中心とした情報化推進に取り組んできました。

東日本大震災と原子力災害においては、停電等による情報通信機器の使用不能や通信網の途絶などが発生する一方、SNS による情報発信など新たな取組も行われ、ICT インフラが私たちの日常生活や経済活動に欠かせないライフラインであることが改めて認識されました。産業の振興や情報発信による風評の払拭、風化の防止、交流の促進など、様々な分野で ICT の利活用により復興を強力に推進していくことが必要です。

また、ICT をめぐる技術進歩は想像を超えるスピードで進展し、特に、スマートフォンが世の中に登場してからの約 10 年間では、ネットワークインフラの発展による大量のデータ流通と相まって、コミュニケーションのあり方をはじめ、仕事、観光、エンターテイメント、医療・介護等のあらゆる場面で大きな影響を与えてきました。IoT によりあらゆるモノ (Things) がインターネットにつながり、そこで蓄積される様々なデータが人工知能 (AI) などを使って解析され、新たなサービス等を生み出し、社会や経済に大きな変革をもたらす「第 4 次産業革命」が進行しており、本県としてもこれに対応していく必要があります。

さらに、こうした状況を踏まえ、平成 28 年 12 月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 号) が公布・施行されたことから、本県としての官民データ活用の取組を計画的に推進していく必要があります。

以上のことから、震災からの復興、人口減少や少子高齢化等の本県が直面する様々な課題の解決に向け、ICT と官民データを有効かつ積極的に利活用するための指針として、新たな情報化推進計画を策定することといたしました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の基本目標¹及び「福島県復興計画」の基本理念²を実現することを目指し、これらの計画の施策との整合を図りながら、本県が直面する様々な課題の解決に向けて取り組むICT関連施策の展開方向を示すものです。

併せて、官民データ活用推進基本法第9条において都道府県に定めることが義務づけられた都道府県官民データ活用推進計画として位置づけるものです。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2021年度までの3カ年とします。ICT関連分野の急速な進展に伴う社会情勢の変化への対応や、成果の検証が必要であるとの観点から、当該期間を設定しているものです。

¹ 夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”

² 1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり

2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興

3 誇りあるふるさと再生の実現